

平成29年9月19日

一般競争入札公告

社会福祉法人 福寿会
理事長 大塚 壽子

社会福祉法人福寿会の発注する「(仮称) 特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑新築工事」について一般競争入札を行いますので、下記のとおり公告いたします。

1. 工事の概要

- (1) 工事名称 (仮称) 特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県久喜市上内字砂原1378番11
- (3) 工事内容 建物新築に係る建築工事一式
- (4) 建物概要
 - ①建物用途 : 特別養護老人ホーム
(ユニット型80床、多床室40床、通所介護)
 - ②敷地面積 : 4,852.28㎡
 - ③建築面積 : 2,694.71㎡
 - ④延床面積 : 4,969.90㎡
 - ⑤構造規模: 木造(木造耐火)地上2階
- (5) 工期
 - ①着工: 平成29年11月1日(予定)
 - ②完成引渡: 平成30年11月末日(諸官庁検査済証取得含)

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札日時 平成29年10月25日(水)午後2時
- (3) 入札場所 社会福祉法人福寿会 福生ことぶき苑3階会議室
(東京都福生市北田園1丁目56番地1)
- (4) 予定価格 非公表
- (5) 最低制限価格 有(非公表)
- (6) 入札保証金 無(免除)

3. 入札参加資格

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 平成29・30年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格名簿に対象工

事に対応する業種で登録されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。

- ① 日本国内に本店があり、埼玉県内に本店あるいは支店あるいは営業所を有すること。
 - ② 埼玉県建築工事の格付けがAランクであること。
 - ③ 経営事項審査結果総合評点（P）が1,000点以上かつ経営状況評点（Y）が800点以上であること。
- (2) 公告日から落札決定までの間に、建設業法による営業停止の処分を受けていない者。
 - (3) 公告日から落札決定までの間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止等の措置及び「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けてないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当してないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争参加資格の再審査を受けていること。
 - (6) 建設業の許可を有すること。
 - (7) 平成20年度以降に工事契約を締結し、履行した契約金額が2億円以上の福祉施設、医療施設の施工実績（施工中も含む）があること。
 - (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある企業でないこと。

4. 入札参加確認申請

- (1) 受付期間 公告日から平成29年9月26日（火）午後5時必着
- (2) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式有）
 - ② 会社案内・会社経歴書
 - ③ 建設業許可証の写し
 - ④ 経営事項審査総合評点（P）及び経営状況評点（Y）の分かる経営審査票の写し
 - ⑤ 平成29・30年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類

- ⑥ 入札参加資格の施工実績（件名、金額、延床面積、工期等）を証する工事請負契約書の写し
- ⑦ 監理技術者を証する資格証の写し
- ⑧ 法人登記簿謄本

※申請書の書式は、下記問い合わせ先に電子メールにて請求してください。
件名を「入札参加確認申請書送付希望」としてください。

- (3) 提出方法 下記問い合わせ先に連絡の上、持参又は郵送でも可。
尚、提出された書類は、返却いたしません。

- (4) 提出・問合せ先

社会福祉法人 福寿会 法人本部

〒197-0005 東京都福生市北田園1丁目56番地1

電話 042-539-2910 FAX 042-551-0081

担当者 中田（ナカタ） E-mail info@fussakotobukien.or.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設定図書の配布、質問受け付けと回答

- (1) 入札参加資格審査後、平成29年9月28日（木）付で書面にて全ての業者に参加資格の有無について通知を行う。

※以降、入札参加資格が「有」と確認された業者のみ対象。

- (2) 設計図書等の提供 平成29年9月29日（金）にCD-ROMにて郵送。

※配布した設計図書等は、入札日に持参して返却してください。

- (2) 質問受付期限 平成29年10月10日（火）午後5時まで

- (3) 質問方法 配布の「質問回答書」を作成（質問がない場合は「質問なし」と明記）のうえ、次のメールアドレスに送付。

E-mail info@fussakotobukien.or.jp 担当 中田

※件名を「設計図書等の質疑」としてください。

※現場説明会は行いません。

- (4) 回答日 平成29年10月13日（金）午後5時までに回答。

回答がない場合、法人本部までお問い合わせください。

回答は全ての入札参加業者へメールで回答いたします。

6. 入札

- (1) 日時 平成29年10月25日（水）午後2時から

※10分前までに受付を完了すること

- (2) 場所 社会福祉法人福寿会 福生ことぶき苑3階会議室

- (3) 入札方法 入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函。

(4) 開札 全社入札後、即開封とする。

7. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する（再度の入札は1回まで実施する）。

なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札には参加できない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次に低い価格で入札した者を対象とする）。

①随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない。

③入札にあたっての条件等を変えることは認められない。

④契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。

(4) 入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。

(5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。

8. 入札に関する注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(4) 落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。

(5) 次の各事項に該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格がない者がした入札

②代理人で委任状を提出しない者がした入札

③他人の代理を兼ねた者がした入札

- ④二以上の入札書を提出した者がした入札
 - ⑤二以上の者の代理をした者がした入札
 - ⑥郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑦談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑧虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑨入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑩次に掲げる入札書による入札
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ロ 入札者の押印の無い入札書
 - ハ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
 - ニ 押印された印影が明らかでない入札書
 - ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ⑪その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び入札参加者から事情を聴取し埼玉県東部中央福祉事務所と協議のうえ、入札の延期又は中止をすることがある。

9. 契約手続き

- (1) 様式契約に関する細目は、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。但し、発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約（工事請負額の10分の1以上の金額を保証する保険）を締結するものとする。
- (3) 支払方法は現金振込とし、県補助金等の交付時期に合わせるものとする。
支払時期等は平成29年度末に工事契約金額の20%
完成時に残金となる80%
※上記を目安とし協議の上決定する。
※平成29年度末は工事契約金額の20%以上の出来高を条件とする。
- (4) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行わないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理業者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (6) 元請け業者から一括して下請けに出すことは禁止とする。

- (7) 本契約の締結は、当法人の理事会の承認を受けた後7日以内とする。
7日以内に契約締結ができない場合、契約の意思がないものとし、2番目に低価格で入札した業者と契約ができること。
- (8) 消費税の免税業者は、事前に証する書面を届けること。

10. 特記事項

- (1) 落札者は工事請負契約後、後日開催する近隣説明会に出席し、工事期間中の安全対策等について説明をすること。
- (2) 工事中は現場周辺の清掃を十分に行い、作業終了時には当工事に関連する部分の後片付け及び清掃をすること。
- (3) 周辺道の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行に支障のないように交通の安全確保に努めること。また工事車両は周辺道路に駐車しないよう管理を徹底すること。
- (4) その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、県、市から指導等があった場合は、それに従うこと。